

1. ウィッツ青山学園高等学校について

(1)問題の概要

全国40か所以上の民間施設(LETS)と提携し、広域通信制課程のほぼすべての教育活動を実施させ、当該教育活動が学習指導要領から著しく逸脱していた。(別紙参照)

(2)対応の経緯

平成28年3月～

所轄庁である伊賀市を通じて、高等学校学習指導要領に基づき、改めて生徒に面接指導(回復措置)を実施することや違法状態の是正を指導
※生徒に対する回復措置の開始

5月

伊賀市からウィッツ青山学園高校に対し、学校教育法に基づく変更命令
＜変更命令の内容＞
・教員の数を教育上支障がない程度とすること
・学習指導要領等に基づく教育を行うこと
・LETSとの不適切な契約を改めること

8月

内閣総理大臣及び文部科学大臣の連名で、伊賀市に対し、構造改革特区法に基づく措置要求(面接指導等は特区内で行われるようにすること等)

9月

伊賀市から措置要求に対する対応を報告(運営主体の変更)

12月

伊賀市において、新たな運営主体(学校法人神村学園)を選定
※平成27年度卒業生に対する回復措置の完了

株式会社立学校を巡る最近の状況について②

(2)対応の経緯(続き)

平成29年3月 ※在校生に対する回復措置の完了

3月31日 ウィッツ青山学園高校 閉鎖

4月1日 神村学園高等部(※)通信制課程伊賀分校 開校(収容定員240人)

(※)神村学園高等部

本 校 : 鹿児島県いちき串木野市

法人設立: 昭和31年

生徒数 : 全日制課程1,058人、通信制課程452人(平成28年5月1日現在)

平成29年4月より、通信制課程の収容定員は本校1,000人、伊賀分校240人

(3)生徒の状況(4月3日時点)

3月末時点の在校生 101名

神村学園高等部への転校 18名

他の通信制高校学校への転校 77名

退学手続き中及び対応検討中 6名

株式会社立学校を巡る最近の状況について③

2. 師友塾高等学校について

(1)問題の概要

平成28年12月、師友塾高等学校から尾道市に対し、財政的な問題により、次年度以降の学校の継続が困難となり、年度末をもって学校を廃止したい旨の連絡。

平成29年1月中旬まで、学校の廃止について生徒・保護者への説明は一切行われていなかった。

※師友塾高等学校(株式会社文学の館) 平成20年4月開校

平成28年度在籍生徒数 106名

(うち、平成29年度も引き続き在籍する予定であった生徒は61名)

(2)対応の経緯

平成29年1月19日	所轄庁である尾道市に対し、生徒に対する転学のあるせん等を適切に実施すること等について初等中等教育局長通知を発出
23日	尾道市及び文部科学省から全国高等学校通信教育研究会(全通研)に対し、師友塾高等学校からの生徒の受け入れについて協力を要請
29日	生徒・保護者向けに学校廃止に関する生徒・保護者向け説明会開催
3月31日	<u>師友塾高等学校 廃止</u>

(3)生徒の状況(4月3日時点)

他の通信制高校学校への転校 52名(うち1名は手続き中)

退学 9名

株式会社立学校を巡る最近の状況について④

3. 株式会社立学校制度の運用改善について

(1) 検討の背景

ウィッツ青山学園高校における違法・不適切な事案等を踏まえ、特に以下の課題に対応するため、構造改革特別区域基本方針を改正し、運用の改善を図ることが必要。

(課題)

- ・認定地方公共団体の指導監督体制が脆弱
- ・学校設置会社の役員等に係る要件適合性の把握が不十分 等

(2) 運用改善の主な内容

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)を以下のとおり改正。

(1) 特例措置の内容について

株式会社立学校制度の内容(特区計画の認定要件等)を記載した「特例措置の内容」に、以下の内容を新たに追加。

① 認定地方公共団体が設ける審議会に指導監督の中心的な役割が期待されること、及び、その審議対象、構成員(教育に関する専門家及び会社経理に関する専門家を含むこと)を明確化

② 認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保する旨を要件化。

ア) 教育に関し専門的な知識・経験を有する職員を配置すること

イ) 都道府県との間で、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書で締結すること

(2) 株式会社立学校制度における文部科学大臣の「同意の要件」に以下の内容を新たに追加。

地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること

① 上記(1)②の内容(=適切な指導監督体制)が確保されていること

② 学校設置会社において、学校設置基準等の法令や特区法に定める資産要件を満たすこと

③ 学校設置会社の役員が特区法に定める役員要件を満たしていることについて認定地方公共団体により確認されること

④ 学校設置会社は生徒達の教育環境の改善に努めること

ウィッツ青山高校の通信制課程に関する教育運営の実態と主な問題点

資料1-1(別紙)

- 主な問題点**
- ウィッツ青山高校の通信制課程には、本校で通信教育を実施する体制がなく、実態は、LETSキャンパスにおいて、ほぼすべての教育活動が行われ、本校は報告を受けるのみで、生徒の学習実態を正確には把握していなかったものと考えられる。
 - 生徒はLETSを高校と認識して学んでおり、外部の者は全日制部分を高校と認識していたため、本校における通信制課程に活動実態がほぼなかったことが外からは見えにくくなっていったものと考えられる。

